

2017年 年間ポイントレース レース公示 (NoR)

大会組織

主催 NPO法人大阪北港ヨットクラブ

1、適用規則

- 1-1 「セーリング競技規則2017-2020 (RRS)」に定義された規則及び「セーリング
装備規則2017-2020 (ERS)」を適用する。
- 1-2 セールの搭載数、並びに乗員の体重についての制限はない。

2、参加資格

- 2-1 共通事項
全長20フィート以上のモノハルキャビン付クルーザーで、大会期間中の日本小型船舶検査機構の有効な船舶検査証を有し、且つ大会期間中(回航中、事前事後の係留期間を含む)の有効なヨット保険(賠償責任保険、搭乗者傷害保険、遭難捜索費用保険)に加入している艇。
- 2-2 乗員は2名以上とする。
- 2-3 本レース委員会が決定したレーティング、及びクラス分けについて承認する艇。

3、参加料及び申込手続き

- 3-1 参加料は、各回(第5回、第9回は除く)次のとおりとする。
艇参加料 会員艇2,000円、非会員艇4,000円
乗員登録料(1名)会員 1,000円、非会員 1,500円、パーティー費を含む。
- 3-2 参加申込方法 各開催日にメルボルンハウスで受け付ける。参加申込書を完記し、参加料の支払いをもって受付確定とする。但し、レース委員会の判断により、各開催日の艇長会議までに電話での申込を受け付けることもある。この場合、各開催日のパーティーまでに申込書を提出し、参加料を納付しなければならない。
- 3-3 艇長会議の後は、参加料は返戻しない。

4、提出書類

- 4-1 ①参加申込書
②参加資格2-1に定めた船舶検査証、ヨット保険証。但しレース委員会の指示あった場合のみ。
- 4-2 天神祭奉納ヨットレースとスーパージョイントカップについては、別途定める。

5、クラス分け及びレーティング

- 5-1 参加艇の状況により、クラス分けを行うことがある。
- 5-2 クラス分けを行う際の、詳細については、別途レース委員会が指定する。
- 5-3 レーティングはレース委員会において決定する。

6、日程

- 6-1 第1回 平成29年3月26日(日)
- 第2回 同 4月16日(日)
- 第3回 同 5月21日(日)
- 第4回 同 6月18日(日)
- 同 7月2日(日) 安全祈願祭:大阪天満宮
- 第5回 同 7月23日(日) (天神祭奉納ヨットレース、別途案内)

- | | | | | |
|-----|---------|--------------|---------------------|---------------------------|
| | 第6回 | 同 | 8月27日(日) | |
| | 第7回 | 同 | 9月17日(日) | |
| | 第8回 | 同 | 10月22日(日) | |
| | 第9回 | 同 | 11月12日(日) | (スーパージョイントカップ、開催：北港、別途案内) |
| 6-2 | 年間表彰式 | 同 | 12月9日(土) | 場所未定 |
| 6-3 | 各回共通事項 | (第5回、第9回は除く) | | |
| | 受付・出艇申告 | | 8：30から9：00まで | |
| | 艇長会議 | | 9：00から | |
| | 予告信号 | | 10：55 | |
| | 懇親会 | | 終了次第 メルボルンハウスにて開催する | |

7、帆走指示書 平成29年3月19日までにクラブのホームページに掲示する。

8、コース 海面：西宮一文字防波堤沖、コース：風上-風下コースとする。

9、得点及び大会の成立

- 9-1 得点方式は、別途、帆走指示書にて定める。
- 9-2 1レースの成立をもって、大会の成立とする。
- 9-3 年間で6レース以上成立した場合、最も悪い得点1レースを除外する。

10、無線の使用

- 10-1 何ら制限をしない。
- 10-2 レース予定海域で使用できる2台以上の携帯電話を携帯すること。
- 10-3 出艇申告時に、レース委員会が配布するGPS端末を艇に搭載することを求める場合がある。
- 10-4 レース委員会はVHF72チャンネルによりレース艇にリコール等のアナウンスを行うことがある。

11、賞 年間での獲得ポイントについて、第1位から第5位まで表彰する。

12、責任の所在 このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則4〔レースをすることの決定〕参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

13、著作権及び肖像権 この大会におけるメディア規定を定める。

- 13-1 主催団体は、参加艇の一部または全部に対して、スマートフォンその他の機器による航跡追跡およびそのデータ取得のための機器の搭載を要請する場合があり、要請を受けた参加艇はこれを拒むことができない。また、航跡追跡のデータにかかる所有権、著作権、その他一切の権利は、すべて主催団体に帰属するものとし、レース参加者は、その利用について一切異議を述べない。機器類は主催団体が準備する。
- 13-2 主催団体はレース準備中並びにレース中後に、無人ヘリコプターその他の機器による映像の撮影を行うことがあり、レース参加者はこれを承諾する。また、撮影された映像の権利はすべて主催団体に帰属するものとし、レース参加者は、肖像権その他の権利を行使せず、また、当該映像の複製、上映、その他の利用について一切異議を述べないものとする。

14、その他 大会事務局 レース開催日におけるレース本部は、
大阪市此花区常吉2丁目13番18号 大阪北港マリーナ内メルボルンハウスに置く。

以上